

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成十四年十二月二十日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社エスエスセンター

住所 新見市正田九六番地

代表取締役 田中 俊介

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エスエスセンター

所在地 新見市正田九六番地

三 廃止年月日

平成十四年十二月十日